

第 2 7 回 定例総会

議 案 書

令和 8 年(2026 年)7 月 4 日 (土)

順天堂大学 桜 順 会

第27回 定例総会

1. 開 会 の 辞

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 案 審 議

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1) 2025 年度 活動報告に関する件 | 2 頁 |
| 2) 2025 年度 収支決算報告並びに会計監査に関する件 | 3~4 頁 |
| 3) 2026 年度 事業計画（案）に関する件 | 5 頁 |
| 4) 2026 年度 予算（案）に関する件 | 6 頁 |
| 5) 2026 年度 役員選任（案）に関する件 | 7 頁 |

6. 報 告 事 項

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 2025 年度 桜順会賞に関する件 | 8 頁 |
| 2) その他 | |

7. 新 会 長 挨 拶

8. 閉 会 の 辞

「その他資料」

- | | |
|--------------|---------|
| ・ 桜順会賞規程 | 9 頁 |
| ・ 桜順会賞選考内規 | 10 頁 |
| ・ 後援会（桜順会）会則 | 11~13 頁 |

本郷・お茶の水キャンパス

定例総会：7 号館 1 階カンファレンスルーム 15:00～16:10

特別講演：同上 16:15～17:15

懇 親 会：1 号館 レストランヒルトップ 17:30～19:00

2025 年度 桜順会活動報告

順天堂大学桜順会は、1998 年（H10 年）11 月 7 日にさくら会の歴代役員有志の発議により結成されました。

桜順会は、お子様の卒業後もさくら会や啓友会等々との連絡を密に順大ファミリーの一員として、親睦の絆を深めることを柱に、今後の活動を展開していくことを願っています。

本日、ここに第 27 回定例総会を決議するにあたり、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げ、2025 年度の桜順会の活動概況を報告いたします。

年 月 日	活 動 概 況
2025.4 月中旬	2024 年度分の会計監査 岩井監事、中谷監事
2025.5.28	第 55 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：松浦会長、設楽副会長、古屋副会長、岩井監事、中谷監事、 本橋運営委員、鈴木運営委員、岩崎運営委員
2025.7.5	第 26 回定例総会 特別講演：下窪拓也先生「運動・スポーツと社会階級・階層」 対面&Zoom によるハイブリッド開催（本郷・お茶の水キャンパス） 出席者：古屋会長、岩井副会長、中谷副会長、鈴木監事、岩崎監事、 本橋運営委員、松浦運営委員、廣瀬学生部長、下窪先生、 会員の皆様
2025.7.31	第 56 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：古屋会長、岩井副会長、中谷副会長、鈴木監事、岩崎監事、 本橋運営委員、松浦運営委員
2025.8 月	学校法人順天堂の広報誌「順天堂だより」 2025 年夏号に寄稿：古屋会長
2025.11.20	第 57 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：古屋会長、岩井副会長、中谷副会長、鈴木監事、岩崎監事、 本橋運営委員、松浦運営委員
2026.1.2~3	第 102 回東京箱根間往復大学駅伝競走 現地&TV で応援
2026.1.6	第 58 回定例役員会 Zoom 会議 出席者：古屋会長、岩井副会長、中谷副会長、鈴木監事、岩崎監事、 本橋運営委員、松浦運営委員
2026.1.26	桜順会賞授与（さくらキャンパス） ベストサポート賞：1 団体、ボランティア賞：3 団体 出席者：古屋会長
2026.1.26	順天堂大学体育学部・スポーツ健康科学部同窓会「啓友会」訪問 出席者：古屋会長

現役学生応援企画「桜順会役員観戦記」をホームページに掲載

2025.04.15 掲載：硬式野球部（東都大学野球春季リーグ戦）

2025.11.11 掲載：硬式野球部（東都大学野球秋季リーグ戦入替戦）

2026.01.06 掲載：陸上競技部（箱根駅伝）

2025年度 桜順会決算報告書

1.収入の部

(単位：円)

項 目		2025年度予算	2025年度決算	差異	備考
会費収入	新入会員	0	0	0	
		会費徴収廃止	会費徴収廃止		
	更新会員 (15年更新)	0	0	0	
		継続費徴収廃止	継続費徴収廃止		
	総会会費 (懇親会)	98,000	105,000	7,000	
		(@7,000×14名)	(@7,000×15名)		
預金利息		900	2,131	1,231	
収入合計 A		98,900	107,131	8,231	

2.支出の部

(単位：円)

項 目	2025年度予算	2025年度決算	差異	備考
総会費 (懇親会費)	98,000	106,728	8,728	
役員会費	0	0	0	
事務費	800	440	-360	
(1) 事務費計	98,800	107,168	8,368	
広報・通信費	7,000	6,340	-660	
印刷費	3,000	2,848	-152	
学生助成費	240,000	120,000	-120,000	
雑費	0	0	0	
(2) 事業費計	250,000	129,188	-120,812	
支出合計 B {(1)+(2)}	348,800	236,356	-112,444	
(3) 予備費 C	0	0	0	
当期収支差額 (A-B-C)	-249,900	-129,225	120,675	
前期繰越金	2,928,688	2,928,688	0	
次期繰越金	2,678,788	2,799,463	120,675	

2025年度 会計監査報告書

2026年3月31日

順天堂大学桜順会

会長 古屋 シズ子 様

順天堂大学桜順会

監事

鈴木 康正



監事

岩崎 盛久



2025年度順天堂大学桜順会収支について監査した結果、決算書類は
いずれも適正かつ妥当であることを認めます。

2026年度 桜順会事業計画（案）

1. 総会の開催
2. 会員に対する広報活動
3. 学生の活動助成
4. 会員相互の親睦活動
5. その他本会の目的達成のために有効適切な事業

2026年度 桜順会予算（案）

1.収入の部

（単位：円）

項 目		2025年度決算	2026年度予算	差異	備考
会費収入	新入会員	0	0	0	
		会費徴収廃止	会費徴収廃止		
	更新会員	0	0	0	
	(15年更新)	継続費徴収廃止	継続費徴収廃止		
	総会会費	105,000	105,000	0	
	(懇親会)	(@7,000×15名)	(@7,000×15名)		
預金利息		2,131	2,000	-131	
収入合計 A		107,131	107,000	-131	

2.支出の部

（単位：円）

項 目	2025年度決算	2026年度予算	差異	備考
総会費（懇親会費）	106,728	107,000	272	
役員会費	0	0	0	
事務費	440	500	60	
(1) 事務費計	107,168	107,500	332	
広報・通信費	6,340	7,000	660	
印刷費	2,848	3,000	152	
学生助成費	120,000	150,000	30,000	
雑費	0	0	0	
(2) 事業費計	129,188	160,000	30,812	
支出合計 B {(1)+(2)}	236,356	267,500	31,144	
当期収支差額 (A-B)	-129,225	-160,500	-31,275	
前期繰越金	2,928,688	2,799,463	-129,225	
次期繰越金	2,799,463	2,638,963	-160,500	

2026年度 役員選任（案）

2026年度の役員を会則第6条（役員の選任）の定めに基づき下表により推薦します。

役 職	現 役 員	新 役 員
会長候補	古 屋 シズ子	岩 井 陽一郎
副会長候補	岩 井 陽一郎	中 谷 勝 利
副会長候補	中 谷 勝 利	鈴 木 康 正
監事候補	鈴 木 康 正	岩 崎 盛 久
監事候補	岩 崎 盛 久	松 浦 猛 人
運営委員候補	本 橋 博 之	古 屋 シズ子
運営委員候補	松 浦 猛 人	—

令和7(2025)年度 桜順会賞 受賞団体

受賞団体	賞の種別	活動内容
卓球部	ベスト サポート賞	「アナリストの活躍」 ・試合映像から得失点の分析を行った。 ・練習中に自身のプレーを即座に映像確認できるビデオディレイの利用環境の整備を行った。 ・試合時の球拾い場면을削除した編集映像を作成した。 ・モチベーションビデオを年間4本作成した。
女子 バレーボール部	ボランティア賞	・小学生対象のバレーボール教室を実施（2025年7月20日(日)） ・中学生対象のバレーボール教室を実施（2026年2月22日(日)）
ソフトボール部	ボランティア賞	・シンガポールの小・中学生対象のソフトボール講習会を実施（2025年12月8日(月)～9日(火)） ・中学生対象のソフトボール講習会を実施（2026年2月7日(土)）
NPO法人 B-Net 子どもセンター	ボランティア賞	・放課後子ども教室（毎週木曜） ・酒々井町子ども教室（毎週月曜・火曜） ・子ども食堂（月2回） ・スポーツイベントや身体活動プログラムの企画、運営 ・情報誌「楽しい子どもニュース」の発行（月1回）

※ 桜順会は学生の活動助成の一環として、各スポーツチームが好成績を上げるにあたり、側面からサポートした団体や個人、若しくはボランティアや奉仕活動により順天堂大学や社会に貢献した団体や個人を表彰しています。

※ 授与額：3万円 × 4団体 = 12万円

順天堂大学「桜順会賞」規程

（目的）

第1条 順天堂大学桜順会（以下「本会」という。）は、順天堂大学の各スポーツチーム（団体または個人）が好成績を上げるにあたり直接または側面からサポートした団体または個人、スポーツ科学またはスポーツマネジメント学若しくは健康学の分野におけるボランティアまたは奉仕活動により順天堂大学または社会に貢献した団体または個人に対して、表彰することを目的とする。

（賞の名称）

第2条 賞の名称は「桜順会賞」とし、次の2つの賞とする。

- 1 ベストサポート賞
- 2 ボランティア賞

（運営）

第3条 本賞授与に関する運営は、本会役員会及び順天堂大学さくらキャンパス学生部が行う。

（授与対象団体または個人）

第4条 本賞は、次の要件を満たすと評価できる団体または個人に対して授与するものとする。

- 1 ベストサポート賞 当該年度内で第1条前段に該当する団体または個人において、成績の如何に拘わらず、直接または側面からサポートした行為が高く評価できるときに授与する。
- 2 ボランティア賞 当該年度内で第1条後段に該当する団体または個人で、そのボランティア活動または奉仕活動が高く評価できるときに授与する。

（申請）

第5条 前条に該当するものと判断される団体または個人を本賞の候補者として自薦または他薦により申請する場合、申請人は次の書類のいずれかを会長に提出するものとする。

- 1 申請書および調書（具体的な活動内容を記したもの）
- 2 申請書および所属団体の長が発行する推薦書付きの調書（具体的な活動内容を記したもの）

（受賞団体または個人の選考および決定）

第6条 本賞の受賞団体または個人の選考は、別に定めるスポーツアカデミー賞選考内規により選考し、本会選考委員会（役員会）において決定し、総会で報告する。

（受賞団体または個人の表彰）

第7条 受賞団体または個人の表彰は、会長がこれを行う。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、本会役員会の議を経て会長が行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月12日から施行する。

附則

この規程は、令和7年11月20日から施行する。

桜順会賞（スポーツアカデミー賞）選考内規

順天堂大学桜順会賞（スポーツアカデミー賞）規程に基づいて、以下のとおり、本賞の選考に関する内規を定める。

1 選考の基本について

- (1) 順天堂大学「桜順会賞」規程第5条に基づき、申請人は、申請書もしくは推薦書を該当年度の12月中旬を目処に会長（窓口は学生課）に提出し、翌年1月末日迄に選考委員会（役員会）に諮り、3月中旬頃迄に表彰状並びに金一封を受賞団体または個人に会長より授与する。
なお、本賞の賞金予算額は、桜順会の予算規模により変動する場合があっても、やむを得ないものとする。
- (2) 複数の候補者の中から受賞者を選考する場合には、候補者の数、学年、候補者の既往または今後の活動などを斟酌して、教育的配慮のもとに、適宜、複数または単数の団体または個人を選考することができるものとする。

2 ベストサポート賞

ベストサポート賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規程により、公平かつ教育的配慮のもとに、これらのスポーツチーム（団体または個人）の活躍・運営を直接または側面からサポートし、その功績が多大であると判断できる団体または個人を選考するものとする。

3 ボランティア賞

ボランティア賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規程によるもののほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらの活動をし、その功績が多大であると判断できる団体または個人を選考するものとする。

なお、ボランティアという呼称は、厳密な意味でのボランティア活動に限るとするものではなく、本賞の設置の趣旨に基づいて、教育的な配慮のもとに、適切に解釈されるものとする。

順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)会則

平成 10 年 11 月 7 日制定

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)(以下「本会」という。)と称し、事務局を順天堂大学スポーツ健康科学部内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部(以下「大学」という。)、さくら会及び啓友会との連絡を密にし、学生活動への支援、就職活動への後援等を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と会員との連絡を緊密にするための広報活動
- (2) その他の本会の目的達成のための有効適切な事業

(会員の構成)

第 4 条 本会の会員は、大学卒業者の保護者で、本会の設立趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以内
- (3) 監 事 2 名以内
- (4) 運営委員 若干名

(役員の選任)

第 6 条 会長、副会長及び監事は、役員会において会員の中から候補者を選出し、総会で決定する。

2 運営委員は、役員会において会員の中から選出して、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (4) 運営委員は、会務を担当する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は原則として妨げないものとする。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の議を経て会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会務に関しての会長の相談に預かる。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の議を経て大学職員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問により役員会に出席し意見を述べるができる。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回開催を原則として会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長が臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会長、副会長、監事の選任並びに運営委員に等に関する事項
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) その他の会務の重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(役員会)

第12条 役員は、会長、副会長、監事及び運営委員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が随時招集し会務の重要事項を協議する。
- 3 会長が必要と認めるとき、役員以外の者を出席させることができる。
- 4 役員会は、役員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充当する。

(会 費)

第14条 削除

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務の委嘱)

第16条 本会に関する事務は、本学と協議して会長が委嘱する。

付 則

- 1 この会則は、平成10年11月7日から施行する。
- 2 会務運営に関する細則は、別に定める。

- 3 本会設立の移行措置として、平成 10 年度さくら会役員を、本会協力会員とすることができる。
- 4 この会則は、平成 18 年 6 月 17 日から施行する。
- 5 第 14 条 2 項の更新で、平成 11 年度以前に入会した会員は、一律平成 11 年度入会とみなし、平成 26 年度を更新年度とする。この更新は、平成 25 年度に募ることとする。
- 6 この会則は、平成 24 年 6 月 16 日に改正する。(第 14 条)
- 7 この会則は、平成 27 年 7 月 4 日に改正する。(第 5 条)
- 8 この会則は、令和 6 年 7 月 6 日に改正する。(第 14 条)